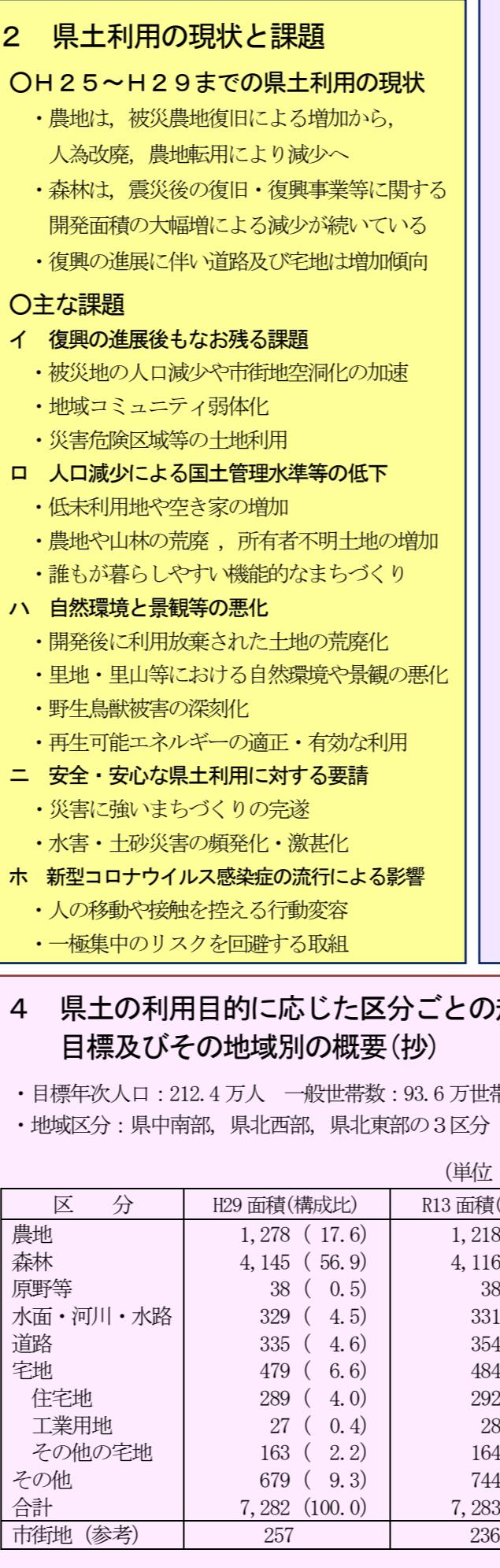
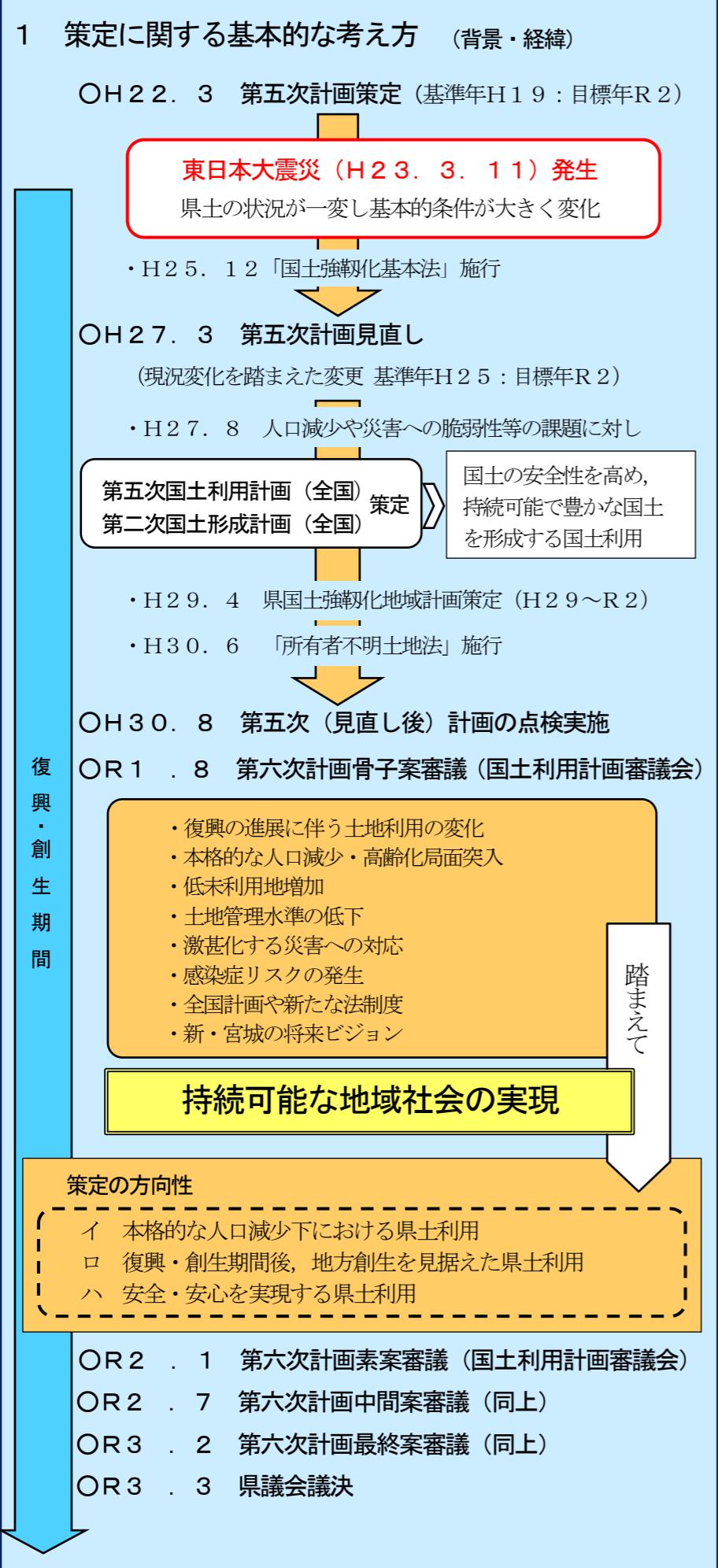


宮城県国土利用計画（第六次）の概要

【令和3年3月改定 基準年：平成29（2017）年、目標年：令和13（2031）年】



- 3 県土利用の基本方針 「安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用」**
- （1）人口減少社会と復興・創生期間後、地方創生を見据えた県土利用の推進
- イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用
移住・定住の促進 需要に応じた都市機能の最適化 農地の集約 荒廃農地の発生抑制 森林の整備・保全
 - ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用
生態系ネットワークの適正な維持管理 美しい景観の維持、創出 物質循環・県土保全機能の発揮
 - ハ 安全・安心を実現する県土利用
災害に強いまちづくり宮城モデルの構築 ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策 国土・県土のリスク分散
- （2）複合的な施策の推進と県土の選択的利用【新規】
住み続けることによる持続的な県土管理
県内産業振興 森林環境譲与税を活用した森林整備の推進 所有者不明土地の抑止 粗放的管理の検討
- （3）多様な主体と連携した県土利用【新規】
住民、企業、NPO等が県土管理に参画する仕組みの推進
- （4）地域類型別の県土利用の基本方向
- 都市 災害に強く効率的でゆとりある土地利用、経済基盤となる仙台市等の発展を支援し地域間交流で波及効果を發揮
 - 農山漁村 自然と文化伝統を活かした第一次産業の持続的発展と県土管理への多様な主体の参画を推進
 - 自然維持地域 適正な保護と再生、データ整備、自然体験等の推進や再エネ施設との調和
 - 低未利用地・その他 防災集団移転元地の活用支援、地域の実情に応じた利用や管理のあり方と所有者不明土地の適正利用に向けた施策の検討
- （5）利用区別別の県土利用の基本方向
- 農地 有効利用に主眼を置き、面積は減少を見込む
 - 森林 公益的機能に配慮、森林としての利用維持を基本 再エネ施設への転用では適正利用となるよう調整
 - 水面・河川・水路 治水・防災のため機能増進を図る
 - 道路 防災、都市機能、産業振興、環境保全に配慮し整備
 - 宅地 住宅地は緩やかな増加を見込み、適正な法規制の運用と既存宅地の有効活用を検討 工業用地は経済活性化の重要性から実需に伴う増加は容認し、個別法により適正利用を図る
 - その他・低未利用地 人口減少に伴い一定の増加を見込むが、沿岸部の災害危険区域や放置森林、荒廃農地など様態が様々であり、地域の事情に即した適正管理の施策を検討

4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要（抄）

・目標年次人口：212.4万人 一般世帯数：93.6万世帯
・地域区分：県中南部、県北西部、県北東部の3区分（継続）

区分	H29面積(構成比)	R13面積(構成比)
農地	1,278 (17.6)	1,218 (16.7)
森林	4,145 (56.9)	4,116 (56.5)
原野等	38 (0.5)	38 (0.5)
水面・河川・水路	329 (4.5)	331 (4.5)
道路	335 (4.6)	354 (4.9)
宅地	479 (6.6)	484 (6.6)
住宅地	289 (4.0)	292 (4.0)
工業用地	27 (0.4)	28 (0.4)
その他の宅地	163 (2.2)	164 (2.3)
その他	679 (9.3)	744 (10.2)
合計	7,282 (100.0)	7,283 (100.0)
市街地（参考）	257	236

- 5 計画の実現に向けた措置（主なもの）**
- イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用
土地利用関係法の適切な運用、選択と集中による効率的な土地利用への誘導
- ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用
本県固有の自然環境と農山村里山景観・生態系の保全、野生生物との共存と鳥獣害対策、優れた景観や自然環境の維持と利活用の両立
- ハ 安全・安心を実現する県土利用
災害に強いまちづくり宮城モデルの構築・発信、ハードとソフトを組み合わせた防災対策推進、震災遺構等を活用した伝承と防災教育、職住分離等の新たな県土利用に即した避難計画等の構築、災害危険区域等の地籍調査早期完了、森林や農地の防災機能発揮、ライフラインの多重化
- （2）複合的な施策の推進と県土の選択的利用
- 既存ストック活用、都市再開発等による適正な土地利用と経済発展、第二次産業に資するインフラ整備、サテライトオフィス誘致など定住人口拡大とリスク分散、農林漁業等の大規模化や先進技術の活用、再エネ推進と森林の適正管理によるCO₂排出抑制、地籍調査の促進、所有者不明土地の解消
- ホ 多様な主体と連携した県土利用
森林環境譲与税を活用した森林整備の推進、地域ごとの土地管理水準設定と維持、所有者以外の多様な主体を交えた土地利用策の検討、地域の環境保全等の公益的活動促進